

提案型協働事業について

1 概要

社会状況や価値観の変化を背景として、少子高齢化や環境など様々な課題が生じているが、市民活動団体の特性を生かすことで、より市民ニーズに合ったサービス提供や、柔軟な対応が可能になると考えられる。そこで、市民活動団体や行政の提案に基づき、対等の立場・適切な役割分担により双方の責任で事業を行う「提案型協働事業」を実施している。

2 種類等

種類	市民提案型協働事業	行政提案型協働事業
提案方法	市民活動団体が自由に事業を提案	市が提示した事業テーマに基づき、市民活動団体が事業を提案
開始時期	平成26年度（公募は平成25年度）	平成23年度（平成26・27年度休止）

3 提案できる団体

次のすべてを満たす団体（自治会・老人会・子ども会・PTAなどの団体は対象外）

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。
- (2) 原則として1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
- (5) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること。
- (6) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
- (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

4 審査

市民活動推進委員会部会委員が次の選考の視点に基づき行う。

(1) 市民提案型協働事業第1次審査

項目	主な内容
企画提案内容	総合計画の方向性に沿っているか／地域課題を踏まえているか、公益性があるか／市民ニーズに合ったサービスが提供できるか
協働の必要性	市が協働事業として取り組む必要が認められるか／協働による相乗効果が期待できるか／それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力	事業を実施する上で専門性や先駆性があるか／事業実施に必要な構成員が十分であるか／事業の確実な遂行が期待できるか

(2) 市民提案型協働事業第2次審査・行政提案型協働事業審査

項目	主な内容
提案内容の妥当性	公益性が高く、解決の求められている課題であるか
事業の実現性	事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か
費用の妥当性	費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか
相乗効果	協働による相乗効果が期待できるか
役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力	事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質を有しているか
事業の発展性	協働により市民サービス・事業効率は向上するか 事業の継続性や発展性が期待できるか

5 制度の流れ（令和4年度実施事業の予定）

年度	月等 (時期)	市民提案型協働事業		行政提案型協働事業
		新規	継続	
3	4月1日 ～5月31日	事業企画提案を公募	事業企画提案を公募	所管課へ事業テーマの照会（募集）
	6月中旬 ～7月上旬	提案団体による事業説明及び関係課との意見交換		企画提案を募集するテーマの決定
	7月31日	—		—
	8月上旬	第1次審査（書類審査）	—	市が事業テーマを提示 市民活動団体からの事業企画提案を公募
	8月上旬 ～9月上旬	団体と担当課による事業実施に向けた意見交換		
	9月中旬	意見交換結果確認書及び調整後の事業提案書の提出		
	10月上旬	市民提案型協働事業第2次審査・行政提案型協働事業審査（公開プレゼンテーション） 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定		
	10月中旬 ～3月下旬	採択事業の提案団体と担当課による事業実施に向けた役割分担や事業費等の協議		
	3月下旬	市議会の予算承認		
4	4月～	協定等の締結及び事業実施、中間報告		
5	4月30日	報告書提出		
	6月中旬 ～下旬	事業報告会		

6 実績

資料 9-2 「提案型協働事業一覧」 のとおり

7 課題

行政提案型協働事業については、これまで7事業が実施されているが、平成30年度以降は実施されていない状況である。

また、市民提案型協働事業については、これまで11事業が実施されているが、そのうち6事業が平成26年度の新規事業であり、平成27年度以降は新規事業数が少ない状況である。